

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：総務局】

機関名称	東京都特別職報酬等審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第129号）
設置年月日	S39/6/22
機関の目的 ・所掌内容	都議会議員の報酬の額並びに知事、副知事、教育長の給料の額について審議する。
委員数	10人 (うち、女性委員数 4人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	-
HPのURL	<a href="http://www.soumu.metro.tokyo.jp/03jinji/hakusyotoushin.html">http://www.soumu.metro.tokyo.jp/03jinji/hakusyotoushin.html</a>
問い合わせ先	総務局人事部人事課 電話番号：03-5388-2373 FAX番号：03-5388-1255